

資 料 編

| | | |
|---|---|----------|
| 1 | 国の出先機関に関する審議等の状況 | 1 |
| 2 | 「国の出先機関の大胆な見直し」 (平成19年5月25日経済財政諮問会議有識者議員提出資料) | 6 |
| 3 | 経済財政改革の基本方針2007(抄) | 13 |
| 4 | 国の出先機関(15系統)の一覧 | 15 |
| 5 | 国の出先機関(15系統)の概況 | 16 |
| 6 | 地方分権改革推進委員会第1次勧告(抄) (同別紙3) | 21 25 |
| 7 | 地方分権改革推進要綱(第1次)(抄) | 26 |
| 8 | 経済財政改革の基本方針2008(抄) | 27 |
| 9 | 猪瀬直樹委員提出資料 (出先機関の実態把握) (国と地方公共団体における公共工事チェックシステム) | 30 44 |

国の出先機関に関する審議等の状況

【委員会の審議状況】

| 回(月日) | 議 題 |
|---------------|--|
| 第10回(19/6/27) | ・総務省ヒアリング（国の地方支分部局関係） |
| 第33回(20/1/30) | ・国の出先機関の見直しに関する基礎的事項について ・経済産業省ヒアリング（経済産業局） |
| 第34回(2/ 6) | ・国土交通省ヒアリング（地方整備局（砂防、都市公園、港湾、建設業・不動産業関係）） ・法務省ヒアリング（法務局及び地方法務局） |
| 第35回(2/20) | ・農林水産省ヒアリング（国の出先機関関係（地方農政局、森林管理局、漁業調整事務所）、森林・林業対策関係） |
| 第36回(2/28) | ・国土交通省ヒアリング（北海道開発局） ・厚生労働省ヒアリング（地方厚生局） ・国の出先機関の見直しに係る提言について（全国知事会、全国市長会、全国町村会） |
| 第37回(3/ 5) | ・国土交通省ヒアリング（地方運輸局） |
| 第38回(3/18) | ・国の出先機関の見直しについて（西尾委員からの報告） ・全国知事会との意見交換 |
| 第39回(3/27) | ・総務省ヒアリング（総合通信局） ・厚生労働省ヒアリング（中央労働委員会地方事務所） ・内閣府ヒアリング（沖縄総合事務局） |
| 第40回(4/ 2) | ・厚生労働省ヒアリング（都道府県労働局） ・環境省ヒアリング（地方環境事務所） ・国土交通省ヒアリング（地方航空局） |
| 第41回(4/ 8) | ・国土交通省ヒアリング（地方整備局（道路・河川関係）） |
| 第46回(5/ 9) | ・国の出先機関の見直しについて（事務・権限の仕分けの考え方） ・国の出先機関の事務・権限の移譲に伴う組織の在り方の基本方向（松田専門委員からの報告） |
| 第47回(5/15) | ・第1次勧告の素案（国の出先機関の改革の基本方向） |
| 第50回(6/26) | ・国の出先機関の見直しに係る当面の審議について |
| 第52回(7/11) | ・国土交通省ヒアリング（北海道開発局） ・国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた討議 |
| 第53回(7/17) | ・農林水産省ヒアリング（地方農政局） ・国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた討議 |
| 第54回(7/25) | ・国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた討議（原案） |
| 第55回(8/ 1) | ・国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた討議（決定） |

【委員会の調査結果・論点整理及び各府省の回答】

〔第20回(19/9/27)、第22回(10/10)〕

- ・国の行政機関の地方支分部局に関する調査結果

〔第33回(20/1/30)〕

- ・国の出先機関（地方支分部局）の管轄区域・職員数・予算規模等の概要
- ・「国の出先機関の大胆な見直し」の試行的な事務分類及びこれに対する各府省の見解（要約）並びに国の出先機関（地方支分部局）の組織・業務内容（概要）

〔第38回(3/18)〕

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理（その1及び昨年に関連ヒアリング実施分）

〔第39回(3/27)〕

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理（その2）

〔第42回(4/17)〕

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理（その3）

〔第43回(4/23)〕

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理に対する各府省の見解（その1）

〔第45回(5/1)〕

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理に対する各府省の見解（その2）

〔第47回(5/15)〕

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理に対する各府省の見解（その3）

【委員会への主な提出資料】

〔第36回(20/2/28)〕

（経済産業省提出資料（第33回関係））

- ・個別クラスター計画の政策決定について
- ・ベンチャー・中小企業支援における中小企業基盤整備機構の業務について
- ・鉱業権の出願件数、許可件数の出先機関毎の数字

（法務省提出資料（第34回関係））

- ・登記所の廃止等に伴う行政コストの削減について
- ・登記情報システム業務・システム最適化計画
- ・登記のオンライン利用促進の主な施策
- ・登記事務コンピュータ化経費（当初予算額）の推移

〔第38回(3/18)〕

（国土交通省提出資料（第34回関係））

- ・地方整備局における関連施設の関連法人等への管理運営委託状況について
- ・都道府県における砂防事業等（補助事業）の箇所数、事業費について
- ・雲仙復興事務所の年間予算、職員数、現在手がける主な事業とその事業規模について
- ・大野木場砂防みらい館及び雲仙普賢岳資料館の建設概要等について
- ・現在実施されている直轄砂防事業、直轄地すべり対策事業の着手年度、事業費、事業進捗率について
- ・直轄砂防事業が終了し、都道府県に引き継がれた事例について
- ・国営公園の管理運営を国直轄で実施しなければならない論拠について
- ・地方整備局と都道府県の建設業の監督等に関する体制の比較について
- ・地方整備局における法令遵守の取組について
- ・羽田空港の駐車場P1～P5のそれぞれの運営主体、料金収入、運営主体の役員名簿について

- ・財団法人空港環境整備協会の過去5年間の収入、剰余金額の推移について
- ・住宅政策における国、都市再生機構、地方公共団体の役割分担について
- ・いわゆる構造計算書偽装事件における地方整備局等の対応について

(環境省提出資料(第34回関係))

- ・平成新山ネイチャーセンターの建設概要等について

(長崎県提出資料(第34回関係))

- ・雲仙岳災害記念館の建設概要等について

(猪瀬委員提出資料)

- ・出先機関の見直しと道路特定財源

[第39回(3/27)]

(国土交通省提出資料(第36回関係))

- ・一級河川と二級河川の延長の比率、一級河川の指定区間と指定区間外区間の比率等について
- ・北海道開発局における関連施設の関連法人等への管理運営委託状況について

(国土交通省提出資料(第38回関係))

- ・道路整備特別会計による支出について(平成18年度)
- ・建設弘済会/建設協会が民間から受け入れている派遣職員の人数について
- ・建設弘済会/建設協会の財務諸表及び内部留保について
- ・建設弘済会/建設協会の納税額等について
- ・国道事務所が業務委託等を行おうとする場合の当該業務委託等について国道事務所長が契約を締結できる金額、地方整備局が契約を締結できる金額、本省が契約を締結できる金額について

[第40回(4/2)]

(農林水産省提出資料(第35回関係))

【地方農政局関係】

- ・所管公益法人に対する金銭交付額等に関する資料
- ・鳥獣害対策関連資料
- ・各農政局ブロックごとの特徴(農業生産)
- ・地方農政局における農協連合会等の検査実績
- ・農畜産業振興施策関連資料

【森林管理局、森林・林業関係】

- ・治山事業と砂防工事の役割分担
- ・国有林野事業の独立行政法人化のスケジュール
- ・治山事業関連「都道府県が実施困難な場合」について
- ・治山事業関連「国の組織や職員の移管」について
- ・森林・林業対策関連「国の責務」について

【漁業調整事務所関係】

- ・漁業の許可について
- ・外国漁船の寄港の許可について
- ・広域的な漁業調整の権限について
- ・漁業監視取締のGPS・衛星監視方式について

[第41回(4/8)]

(総務省提出資料(第37回関係))

- ・地方交付税関連資料(特定の法人への支出を想定している経費等)

[第42回(4/17)]

(国土交通省提出資料(第37回関係))

- ・地方運輸局交通環境部環境課における省エネ法関係業務の概要について

・ 社団法人日本観光協会の職員数、役員名簿（中央省庁出身者の状況等）、事業の内容について
（総務省提出資料（第39回関係））

- ・ 放送局の許認可に係る申請の年間件数（資料）
- ・ 利用周波数や送信出力の調整業務の年間件数（資料）
- ・ インターネットの普及による地上放送及びCATVの視聴率への影響とそれらに関する総合通信局の役割。（質問）
- ・ CATV事業者のうち、市町村を超えないエリアで活動するものの数、市町村を超えるが都道府県を超えないものの数、都道府県を超えるものの数を記載した地図（資料）

（内閣府提出資料（第39回関係））

- ・ 社会資本の整備に際しての直轄事業等の対象範囲の特例及び国の財政的な負担・補助の割合について、北海道の場合と沖縄の場合を分かりやすく対比・整理した表
- ・ 那覇地方合同庁舎2号館の建築費及び床面積（床面積については、沖縄県庁の床面積と比較したものを併せて提出）
- ・ 沖縄総合事務局における地元採用者の人数（割合）

〔第43回(4/23)〕

（国土交通省提出資料（第40回関係））

- ・ 航空管制官が置かれていない地方空港の事務所、出張所の数等

〔第46回(5/9)〕

（厚生労働省提出資料（第40回関係））

- ・ 雇用保険が国一律であると効率的な理由（全国一律で行った場合と分割して行った場合の比較衡量の表を含む）
- ・ 無料職業紹介業務について、鳥取県で実施している国との共同事業の具体的内容等
- ・ 個別労使紛争解決事業のあっせん申請受理件数のうち、実際にあっせんまたは事案の解決に至った13年度以降の具体的件数
- ・ 個別労使紛争解決事業において、「地方で実施したほうが、効果的な対応が可能」等との地方側の主張についての見解等

（環境省提出資料（第40回関係））

- ・ 国立公園や国民公園の管理業務の独法化についての見解
- ・ 新宿御苑の植物園機能の包括的な民間委託についての見解

（厚生労働省提出資料（第42回関係））

- ・ 我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書

（農林水産省提出資料（第43回関係））

- ・ 所管公益法人に対する金銭交付額等に関する資料

〔第47回(5/15)〕

（厚生労働省提出資料（第40回関係））

- ・ 所管公益法人への補助・委託状況についての資料

（国土交通省提出資料（第41回関係））

- ・ 高速自動車国道と並行している直轄国道の延長について
- ・ （道路の）整備と管理が一体不可分である理由等について
- ・ 河川関連の公益法人（建設弘済会・建設協会）の役職員数、天下りの状況（役員数・うち国土交通省出身者数）及び民間から受け入れている派遣職員数について
- ・ 治水特別会計による支出について（平成18年度）

〔第50回(6/26)〕

（猪瀬委員提出資料）

- ・ 北海道開発局について

〔第51回(7/3)〕

(農林水産省提出資料(第50回関係))

- ・関係公益法人の役員名簿(中央省庁等出身者の最終官職を併せて示す)

〔第52回(7/11)〕

(猪瀬委員提出資料)

- ・国と地方公共団体における公共工事チェックシステム

〔第53回(7/17)〕

(厚生労働省提出資料(第46関係))

- ・都道府県の無料職業紹介事業による常用就職件数の数値の訂正

(猪瀬委員提出資料)

- ・農政局関係の庁舎数

〔第54回(7/25)〕

(国土交通省提出資料(第50回関係))

- ・一般国道の直轄区間の指定基準の見直しのうち「同一都道府県内に起終点がある区間」等の区間名、区間ごとの事業費、一般国道の直轄事業総計、個別区間ごとの整備計画上の想定事業費等
- ・県内完結河川53、概ね県内で完結河川12の事業費、一級河川の直轄事業総計、個別区間ごとの整備計画上の想定事業費等

(猪瀬委員提出資料)

- ・出先機関の実態把握について

〔第55回(8/1)〕

(国土交通省提出資料(第50回関係))

- ・北海道開発局が国土交通省所管公益法人及び独立行政法人に対して行った金銭交付等に関する資料

(農林水産省提出資料(第53回関係))

- ・地方農政局の定員を削減した手法及び人数等

【関連資料】

〔第7回(19/5/30)〕

- ・国の出先機関の大胆な見直し(19/5/25 経済財政諮問会議有識者議員)

〔第10回(6/27)〕

- ・経済財政改革の基本方針2007(19/6/19 閣議決定)

〔第14回(7/31)〕

- ・「第二期地方分権改革」への提言等について(19/7/25 全国知事会)
地方支分部局に関する情報の提供について
- ・全国知事会議(19/7/12・13)協議資料(抄)
「協議資料7」 国の地方支分部局の見直しについて

〔第18回(9/18)〕

- ・地方支分部局の整理について(19/9/18 地方六団体)

〔第36回(2/28)〕

- ・国の地方支分部局(出先機関)の見直しの具体的方策(提言)(20/2/8 全国知事会)、国の出先機関の地方支分部局について(2/25 全国市長会、全国町村会)

国の出先機関の大胆な見直し

平成19年5月25日

伊藤 隆敏

御手洗富士夫

八代 尚宏

地方分権を進めるにあたって、国の出先機関の見直しは不可欠である。また、国家公務員33万人のうち、約7割の21万人は出先機関にいるため、政府機能の根本的な見直しの観点からも、ここにメスを入れる必要がある。

見直しにあたっては、国の果たすべき役割を限定し、それ以外の事務は地方へ移譲することが必要である。その作業のため、出先機関の分類を試行的に行った。以下は、その作業への提案である。地方分権改革推進委員会におかれては、これを一案として、国の出先機関の抜本改革を検討し、提案していただきたい。

1. 事務の分類

A. 国に残すもの（注）

i) 国家としての存立に直接関わる事務（例：税関、防衛）

ii) 全国的な規模や全国的視点に立って行わなければならない事務
（例：航空管制、気象台）

B. 地方に移譲可能な事務のうち、現在は主に国のみでその事務を行っているもの（例：労働基準監督）→ *仕事と人員の移譲を検討*

C. 地方に移譲可能な事務のうち、地方でも同様の事務を行っているもの
（例：交通基盤整備、廃棄物対策）→ *地方移譲によって人員の縮減が可能*

注：地方分権改革推進法第5条 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動・・・又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い・・・（以下、略）

2. 試行的分類の結果（別表参照）

- ・ 現在、出先機関が行っている事務のうち、同様の事務を地方自治体が行っているもの（分類C）が多く、合理化の可能性が大きい

3. 今後の見直しにあたっての課題

- ・ 出先機関の事務分類と地方への移譲を行うにあたっては、併せて次の点の検討が必要である
 - ① 国と地方の役割分担の見直し
出先機関を地方へ移すためには、国から地方へ事務（権限）を移す必要
 - ② 出先機関の職員が、業務と共に地方自治体へ移る場合の対応をどうするか
 - ③ 出先機関はブロック単位であるため、その事務を移す場合の地方の受け皿をどう設定するか

国の出先機関の大胆な見直しの視点

○「行政機関組織図（人事院）」等により、一定の仮定の下に作成したもの

【区分】

A. 国に残すもの

- i) 国家としての存立に直接関わる事務
- ii) 全国的な規模や全国的視点に立って行わなければならない事務

B. 地方に移譲可能な事務のうち、現在は主に国のみでその事務を行っているもの

C. 地方に移譲可能な事務のうち、地方でも同様の事務を行っているもの

【検討課題】

(1) 国と地方の役割分担の見直し

出先機関を地方へ移すためには、国から地方へ事務(権限)を移す必要

(2) 出先機関の職員が、業務と共に地方自治体へ移る場合の対応

(3) 出先機関はブロック単位であるため、その事務を移す場合の地方の受け皿をどう設定するか

| 府省等名称 | | 職員数(注) (平成17年度末) | A | B | C | 備考 |
|--------------------|---|---------------------|----------|---|---|--|
| 内閣府 (1,039) | 沖縄総合事務局 ・公取・財務・農水・経産・国土等の地方支部局としての事務 | 1,039 | - | | | ・他の支分部局と連動して見直す必要がある |
| 宮内庁 (77) | 京都事務所 ・京都御所や陵墓地などの国有財産の管理 | 77 | i | | | |
| 公正取引委員会 (166) | 地方事務所 ・独占禁止法・景品表示法等に関する相談、届出の受付、被疑行為への調査 | 166 | i | | | |
| 国家公安委員会 (4,546) | 管区警察局 警察通信部(北海道・東京都) ・府県警察の監察、広域捜査の調整等 ・情報通信での広域的支援(情報通信部) | 4,546 | ii ii | | | |
| 総務省 (2,413) | 管区行政評価局等 ・国の行政に関する現地調査、行政相談委員への支援・指導 | 903 | ii | | | ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 |
| | 総合通信局 | 1,465 | | | | |
| | 沖縄総合通信事務所 ・電気通信事業の規律・監督、放送局の許認可等 | 45 | | ○ | | |

| | | | | | |
|-------------------|---|--------|--------------------------|-----------------------|---|
| 法務省 (15,758) | 地方法務局等 ・登記、戸籍、国籍、供託の民事行政事務 | 11,622 | | | ○ ・住民基本台帳は市町村の事務であり、登記、供託業務なども地方公共団体に管理・執行可能 ・入国後の外国人の在留管理は地方公共団体に管理・執行可能ではないか |
| | 矯正管区 ・矯正施設や矯正職員に関する庶務事務 | 171 | i | | |
| | 地方更生保護委員会 ・仮出獄等の許可、保護観察の取消 | 258 | i | | |
| | 保護観察所 ・保護観察の実施 | 1,141 | i | | |
| | 地方入国管理局 ・出入国管理、外国人の難民認定、在留管理 | 2,566 | i | | |
| 公安調査庁 (1,136) | 公安調査局等 ・破壊的団体の調査 | 1,136 | i | | |
| 財務省 (13,282) | 財務局 ・予算執行調査・災害復旧事業費の査定立会 ・地方公共団体への財政融資資金貸付 ・国有財産の管理 ・有価証券届出書の審査、証券取引等の監視 ・公認会計士試験の実施 | 4,817 | ii ii i i ii | | |
| | 税関 ・通関手続・密輸などの取締り ・関税などの徴収 | 8,465 | i i | | |
| 国税庁 (54,696) | 国税局・税務署 ・税務調査、内国税の徴収、査察調査 ・税務相談 ・税理士試験の実施 | 54,696 | i ii ii | | |
| 文部科学省 (7) | 水戸原子力事務所 | 7 | ii | | |
| 厚生労働省 (23,652) | 地方厚生局 ・麻薬・覚せい剤等の取り締まりに関する事務 ・複数の都道府県にまたがる医療法人の許認可 ・地方公共団体向け補助金執行事務 ・公費負担医療を伴う医療機関の指定、監督 ・民生委員・児童委員の委嘱等 | 625 | | ○ ○ ○ ○ ○ | ○ ・警察は都道府県の事務であり、麻薬・覚せい剤の取り締まりなども地方公共団体に執行可能 ○ ・政令等で基準を定め、都道府県の許認可に全国通用権を付与すれば、地方公共団体に執行可能 |

| | | | | | |
|-------------------|--|--------|---|-----------------------------------|---|
| 厚生労働省 (続き) | 都道府県労働局 | 6,199 | | ○ | ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 |
| | ・労基署及び職業安定所の指揮・監督 ・個別労働関係紛争解決制度に関する事務 ・労働保険に関すること(保険料の徴収など) | 4,664 | | ○ | ・労働保険の徴収業務などは、地方公共団体において管理・執行可能 |
| | 労働基準監督署 ・解雇・賃金・労働時間などの総合労働相談 ・労働保険に関すること(労災保険給付など) ・統計調査(賃金構造基本統計) | | | ○ | ・労働保険の徴収業務などは、地方公共団体において管理・執行可能 ・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い |
| 公共職業安定所(ハローワーク) | 12,164 | | ○ | ・公共職業安定所(ハローワーク)については、市場化テストを実施予定 | |
| 社会保険庁 (16,495) | 社会保険事務局 ・健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業、国民年金保険事業の実施 | 16,495 | | - | ・社会保険庁は、非公務員型の法人化などの改革が決定済み。 |
| 中央労働委員会 (30) | 地方事務所 | 30 | | ○ | |
| 農林水産省 (18,176) | 地方農政局 | 17,362 | | | |
| | 北海道農政事務所 | 404 | | | |
| | 北海道統計・情報事務所 ・食品の安全性確保のための監視・指導 ・農協等の検査・指導 ・農業農村整備事業等の実施 ・統計の作成・提供、情報の収集・整理・分析・提供 | 410 | | ○ | ・食品の安全確保などについては、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 ・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い |
| 林野庁 (5,073) | 森林管理局・署 ・国有林野の管理・運営 ・森林治水事業、地すべり防止事業の実施 ・林業経営統計関係業務 | 5,073 | i | | ○ ○ ・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い |
| 水産庁 (174) | 漁業調整事務所 ・密漁その他の違法な漁業についての監視、捜査、送検等 ・外国漁船の寄航許可 ・漁業の許可等についての連絡調整 ・都道府県の範囲を超えた広域的な資源回復計画の策定・実施のための連絡調整 ・漁業経営統計関係業務 | 174 | | | ○ ○ ○ ○ ○ ・警察は都道府県の事務であり、密漁の取り締まりなども地方公共団体で執行可能 ・一般船舶の寄航許可は都道府県知事が出しており、漁船のみ地方支分部局で行う必要性はない ・計画策定などの基本的方針は本省で行うべきであり、地方支分部局における経路事務は不要 ・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い |

| | | | | | | | |
|-------------------|--|-----------------|-------|---|--|--|--|
| 国土交通省 (続き) | 地方運輸局 | 4,589 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫業の登録、指導監督 ・観光振興施策の推進 ・観光業者の登録、指導監督 ・鉄軌道・自動車交通・海事に関する安全確保 ・鉄道事業等の許認可、監督 ・バス事業、タクシー業、トラック業等の許認可、監督 ・バス事業等に対する助成事業 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 | |
| | 地方航空局 | 4,718 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・交通に関する安全確保などについては、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域空港の整備に関する企画立案・調整 ・不定期航空運送事業、航空機使用事業 ・管内飛行場の整備計画の企画立案・調整、飛行場の供用に関する調整、周辺環境対策の企画立案・実施 ・航空機の安全運航の確保、航空管制に関する企画立案・実施、航空保安施設整備 | | ii | | | | |
| | 航空交通管制部等 | 1,291 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 | |
| | 航空交通管制部等 | | ii | | | | |
| 気象庁 (4,188) | 管区气象台等 | 4,188 | ii | | | | |
| 海上保安庁 (10,728) | 管区海上保安本部 | 10,728 | i | | | ・警察は都道府県の事務であり、海上保安庁の業務も地方公共団体で執行可能ではないか | |
| 環境省 (369) | 地方環境事務所 | 369 | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・リサイクル対策 ・地球温暖化対策、環境教育・環境保全活動の推進、公害、化学物質対策 ・自然環境の保全対策 ・野生生物対策 ・国立公園等の現地管理 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ | |
| | 防衛施設庁 (2,551) | 防衛施設局 | 2,551 | i | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | 【定員】 215,831 | | | | A 97,707 ~ 108,537 B+C 90,799 ~ 101,629 ※社会保険庁の職員を含まない | |

(参考)

| | | | | | | |
|--------------|--|-----|---|--|--|--|
| 人事院 (177) | 地方事務局・沖縄事務所 | 177 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の採用試験、研修、相談の実施 ・国家公務員の給与、勤務時間・休暇、災害補償、身分保障、服務・懲戒等に関する指導・援助・調査 | | i | | | |

(注)平成17年度末定員であり、独立行政法人化などの改革が行われる予定の定員を一部含んでいる。

経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）（抄）

2. 税制改革の基本哲学

21 世紀の我が国にふさわしい税制を構築するため、所得税、消費税、法人税など税制全般について、「納税者の立場に立つ」「経済社会の変化に対応する」「省庁の縦割りを超え、受益と負担の両面から総合的に検討する」という 3 つの視点で点検し、税体系の抜本的改革を実現する。

平成 19 年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成 19 年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。その際、「基本方針 2006」で示された歳入改革の基本的考え方や与党税制改正大綱を踏まえることとする。

【実現すべき 6 つの柱】

(5) 真の地方分権の確立

- ・財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。
- ・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

8. 地方分権改革

戦後レジームから脱却するため、国が地方のやるべきことを考え、押し付けるといふ、今までの国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。あわせて、地方分権改革の総仕上げである道州制実現のための検討を加速する。

【改革のポイント】

1. 「新分権一括法案」（仮称。以下同じ。）を 3 年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担等について検討を進める。
2. 地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。

3. 地方支分部局を大胆に合理化する抜本改革に向けた検討を行う。
4. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

【具体的手段】

(1) 「新分権一括法案」の提出

「地方分権改革推進法」に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を3年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直し等について検討を進め、平成19年秋に中間的な取りまとめを行うとともに、おおむね2年以内を目途に順次勧告を行う。

(2) 地方税財政改革の推進

国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの**一体的な改革**に向け地方債を含め検討する。あわせて、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、**地方間の税源の偏在を是正する方策**について検討し、その格差の縮小を目指す。

地方公共団体が自ら税を徴収し、住民が負担との見合いで行政サービスを選択することができるようにするため、「住民の選択が機能し、地方公共団体の努力がいきる税財政にする」、「地方分権の時代にふさわしい国税・地方税の設計にする」、「国から地方への財源配分は、予見性・安定性・透明性を重視する」ことが重要であり、このため、「地方分権改革推進委員会」は、「基本的な考え方」に基づき、**地方税財政改革**を検討する。

また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。

(3) 地方支分部局の抜本改革

地方支分部局の抜本改革に向け、「地方分権改革推進法」に沿った**地方への移譲と合理化**を「地方分権改革推進委員会」において検討する。

(4) 道州制実現のための検討の加速

「道州制ビジョン」の策定に向け、「道州制ビジョン懇談会」において、平成19年度中に道州制の理念や大枠等について論点を整理した**中間報告**を取りまとめる。

国の出先機関（15系統）の一覧

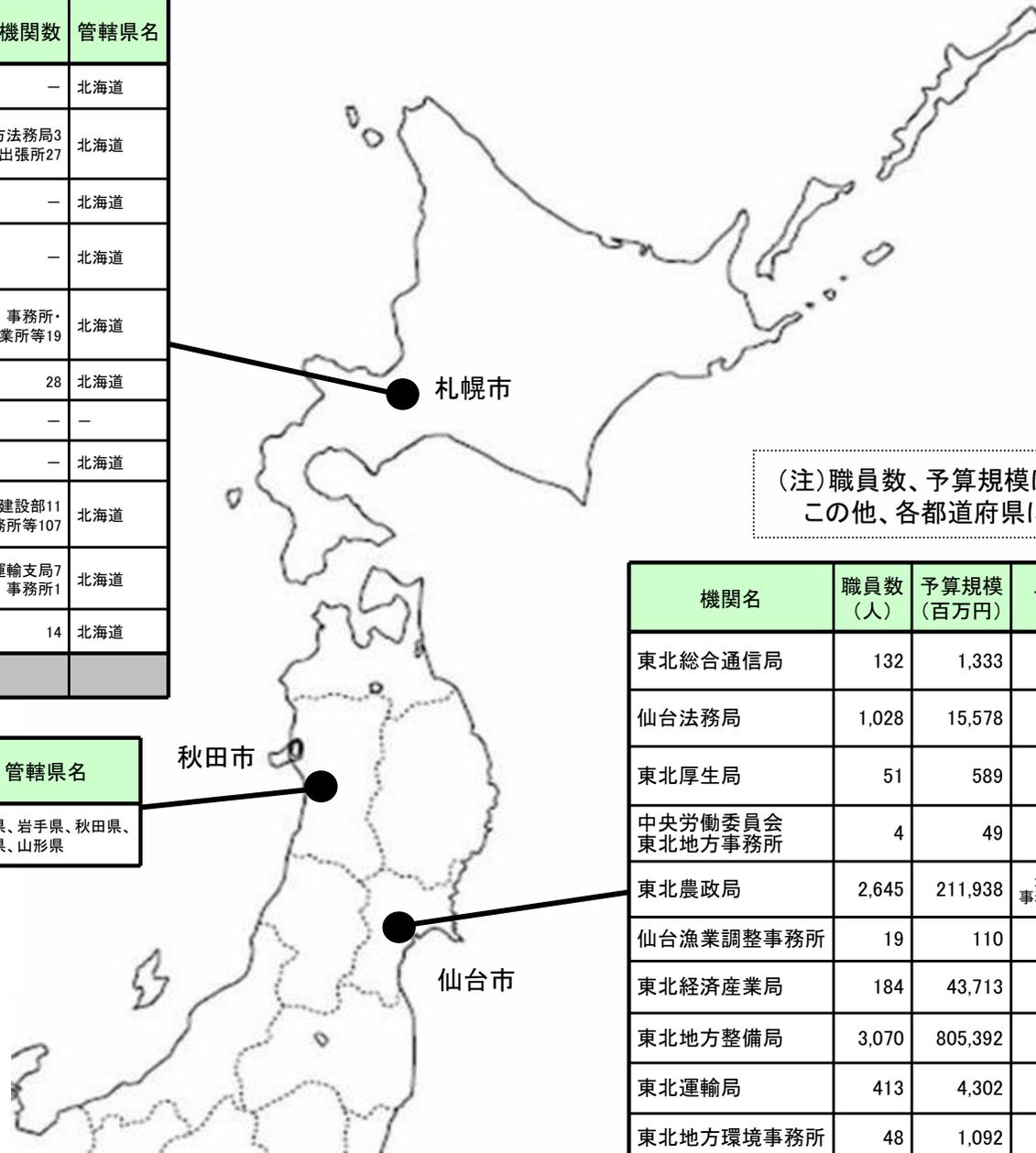
| 対象機関 | 20' 末定員 (人) | 17' 決算 (百万円) |
|-------------|----------------|-----------------|
| 内閣府 沖縄総合事務局 | 996 | 141,257 |
| 総務省 総合通信局 | 1,436 | 14,781 |
| 法務省 法務局 | 10,823 | 154,374 |
| 厚労省 地方厚生局 | 1,520 | 6,527 |
| 都道府県労働局 | 22,245 | 645,354 |
| 中労委地方事務所 | 30 | 346 |
| 農水省 地方農政局 | 15,347 | 1,154,867 |
| 森林管理局 | 4,796 | 421,602 |
| 漁業調整事務所 | 179 | 2,055 |
| 経産省 経済産業局 | 1,886 | 115,544 |
| 国交省 地方整備局 | 21,567 | 8,096,096 |
| 北海道開発局 | 5,648 | 836,029 |
| 地方運輸局 | 4,418 | 49,539 |
| 地方航空局 | 4,538 | 37,496 |
| 環境省 地方環境事務所 | 407 | 12,584 |
| 合 計 | 95,836 | 11,688,451 |

※「国の出先機関の大胆な見直し」別表(平成19年5月25日経済財政諮問会議有識者議員提出資料)において「地方に移譲可能な事務」を行っているとした国の出先機関

国の出先機関(15系統)の概況

| 機関名 | 職員数 (人) | 予算規模 (百万円) | 下部機関数 | 管轄県名 |
|---------------------|------------|---------------|--------------------|------|
| 北海道総合通信局 | 122 | 1,242 | - | 北海道 |
| 札幌法務局 | 569 | 7,821 | 地方法務局3 支局・出張所27 | 北海道 |
| 北海道厚生局 | 48 | 515 | - | 北海道 |
| 中央労働委員会 北海道地方事務所 | 4 | 49 | - | 北海道 |
| 北海道農政事務所 | 647 | 6,070 | 事務所・ 事業所等19 | 北海道 |
| 北海道森林管理局 | 1,059 | 32,902 | 28 | 北海道 |
| 北海道漁業調整事務所 | 26 | 221 | - | - |
| 北海道経済産業局 | 200 | 6,595 | - | 北海道 |
| 北海道開発局 | 5,776 | 836,029 | 開発建設部11 事務所等107 | 北海道 |
| 北海道運輸局 | 391 | 4,255 | 運輸支局7 事務所1 | 北海道 |
| 北海道地方環境事務所 | 56 | 2,947 | 14 | 北海道 |
| 計 | 8,898 | 898,646 | | |

| 機関名 | 職員数 (人) | 予算規模 (百万円) | 下部機関数 | 管轄県名 |
|---------|------------|---------------|-------|-------------------------|
| 東北森林管理局 | 805 | 26,789 | 25 | 青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県 |



(注)職員数、予算規模は、下部機関の分を含む。
この他、各都道府県に都道府県労働局が所在。

| 機関名 | 職員数 (人) | 予算規模 (百万円) | 下部機関数 | 管轄県名 |
|--------------------|------------|---------------|------------------------|-----------------------------|
| 東北総合通信局 | 132 | 1,333 | - | 青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県 |
| 仙台北法務局 | 1,028 | 15,578 | 地方法務局5 支局・出張所49 | 青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県 |
| 東北厚生局 | 51 | 589 | - | 青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県 |
| 中央労働委員会 東北地方事務所 | 4 | 49 | - | 青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県 |
| 東北農政局 | 2,645 | 211,938 | 地方農政事務所5 事務所・事業所等45 | 青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県 |
| 仙台漁業調整事務所 | 19 | 110 | - | - |
| 東北経済産業局 | 184 | 43,713 | - | 青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県 |
| 東北地方整備局 | 3,070 | 805,392 | 事務所44 出張所等102 | 青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県 |
| 東北運輸局 | 413 | 4,302 | 運輸支局6 事務所6 | 青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県 |
| 東北地方環境事務所 | 48 | 1,092 | 13 | 青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県 |
| 計 | 7,594 | 1,084,096 | | |

【摘要】

- 「国の出先機関の大胆な見直し」別表(平成19年5月25日経済財政諮問会議有識者議員提出資料)において、「地方に移譲可能な事務」を行っているとした国の出先機関を記載
- データは、平成20年1月30日委員会資料による。
 - 職員数は原則として平成19年7月1日時点の現在員数
 - 予算規模は原則として平成17年度決算ベース
 - 下部機関数は原則として平成19年7月1日時点
- 個別の機関の管轄区域等に関する注については、5ページに記載